福島県次世代育成支援企業認証制度 事務処理要領

- 第1 この要領は、福島県次世代育成支援企業認証制度要綱(以下「要綱」という。)第13 条の規定に基づき、当該認証制度に係る申請、審査、認証等について必要な事項を定める。 (申請)
- 第2 申請者は、要綱第4条に基づき申請する場合は、申請者の住所を管轄する地方振興局長に申請書を2部(原本1部、写し1部)提出するものとする。
- 2 前項の申請があった地方振興局長は、要綱第5条に定める認証基準を満たしていることを確認の上、原本を添えて、認証について知事に副申するものとする。

(現地調査)

第3 地方振興局長は、要綱第6条に基づき現地ヒアリング調査を行う場合には、申請後概ね 一ヶ月以内に実施するものとする。

(認証の時期)

第4 要綱第7条第1項に基づく認証及び同条第2項による発表は、申請があった時期により 区分し、概ね3か月ごとに行うものとする。

(取組状況の報告)

- 第5 認証を受けた企業(以下「認証企業」という。)は、要綱第8条に基づき報告する場合は、当該企業の住所を管轄する地方振興局長に報告書(様式第5号又は様式第6号)を2部 (原本1部、写し1部)提出するものとする。
- 2 地方振興局長は、要綱第8条の規定により報告書の提出を受けた場合は、当該企業が認証 基準を満たしているかどうかの意見を添えて、知事に副申するものとする。

(認証の取消し)

- 第6 知事は、要綱第11条の規定により認証の取消しをする場合は、当該企業の住所を管轄 する地方振興局長を経由して、理由を付して認証企業にその旨を通知するものとする。
- 2 認証を取り消された企業は、当該企業の住所を管轄する地方振興局長を経由して、速やかに認証書を知事に返納するものとする。

(変更の届出)

- 第7 認証企業は、要綱第9条に基づき届出をする場合は、当該企業の住所を管轄する地方振 興局長に届出書(様式第7号)を2部(原本1部、写し1部)提出するものとする。
- 2 地方振興局長は、要綱第9条の規定により、届出書の提出を受けた場合は、原本を知事に送付するものとする。

(認証の辞退)

- 第8 認証企業は、要綱第10条に基づき届出をする場合は、当該企業の住所を管轄する地方振興局に、認証書を添えて届出書(様式第8号)を2部(原本1部、写し1部)提出するものとする。
- 2 地方振興局長は、要綱第10条の規定により、届出書の提出を受けた場合は、原本及び認証書を知事に送付するものとする。

附 則

この要領は平成17年5月10日から施行する。